

令和元年第4回上毛町議会定例会会議録

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和元年12月13日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 教育長 道免 隆・ 会計管理者 福田正晴
総務課長 岡崎 浩・ 企画情報課長 堀 綾一・ 開発交流推進課長 永野英憲
税務課長 堀田京介・ 住民課長 垂水勇治・ 長寿福祉課長 佐矢野 靖
子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 尾崎幸光
教務課長 村上英之・ 総務係長 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好

議会事務局書記 岩井英樹

○議事日程

令和元年第4回上毛町議会定例会議事日程

令和元年12月13日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第59号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第60号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第61号 上毛町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第62号 上毛町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第64号 上毛町げんきの杜条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第65号 令和元年度上毛町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 日程第10 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （ 4 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。

定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席をお願いいたします。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料を配付しておりますので御確認ください。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、12月3日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各委員長に審査状況の報告をお願いいたします。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、各委員長の審査状況の報告終了後、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告いただきますので、配付した議事日程とは異なりますが、御了解ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しを添付しております。

各委員長の審査状況の報告終了後の討論、採決は、日程の順に従って行いますので、御了解ください。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、初日に配付した名簿に記載された各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これより、各常任委員会委員長から委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。

○議長（宮崎昌宗君）日程第7、議案第64号、以上1件を議題とします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

岩花委員長。

○文教厚生委員長（岩花寛之君）皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会、

岩花です。文教厚生委員会から報告をいたします。

当委員会は12月9日、議会中小会議室において、文教厚生常任委員会6名と町長以下執行部の出席をもって、午前9時開会、9時20分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案1件です。

付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。なお、質疑については、多岐にわたっているため主要な質疑のみ報告させていただきます。

議案第64号 上毛町げんきの杜条例の一部を改正する条例について、最初に担当課長である教務課長に説明を求めました。

げんきの杜の浴場廃止に伴う、来年4月1日からの使用料の改正について新旧対照表をもとに説明がありました。なお、浴場廃止については11月22日の全員協議会で説明があったとおりです。

質疑。現在働いている職員の再就職などの予定は。

答弁。トレーニングルームなどは残るため、そちらで働いてもらう。

質疑。浴場の再利用の予定とその他の施設も含めたレイアウト変更は。

答弁。指定管理者である社会福祉協議会と十分な調整を行って決める。

質疑。廃止に伴う告知は。

答弁。12月13日の議決の後から告知を行う。

討論なし。

採決の結果、全会一致での原案可決となりました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なし。これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、議案第59号、日程第3、議案第60号、日程第4、議案第61号、日程第5、議案第62号、日程第6、議案第63号、以上5件を議題とします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○総務産業建設委員長（三田敏和君）皆さん、おはようございます。総務産業建設常任委員会から報告をいたします。

当委員会は12月9日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員6名と町長以下執行部の出席をもって、午前9時23分開会、10時15分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案5件です。当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。

議案第59号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、最初に総務課長に説明を求めました。

人事院規則の一部を改正する人事院規則が施行されたため、本条例を改正すると。

内容については、勤務時間の超過勤務命令の上限を1カ月45時間、1年については360時間の範囲とすることと、また、大規模災害等の対処への業務に当たっては、上限を超えて勤務することができること、また、一定時間を超える勤務の場合は、健康確保措置の強化を行うというような改正内容であります。

質疑。改正前にもあったが、規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができるというのは、具体的にどういうケースか。

答弁。全般的には国家公務員の部分の改正で、当町においては断続的という部分は見当たらない。

質疑。条例の中で改正文が規則と部分に明記されているが、規則の内容はどのような内容か。

答弁。規則の内容については、上限を45時間、1年間360時間、他律的な業務は国家公務員の場合なので、先ほど説明したように、国会対策等が書かれているので、これに準じた形の規則の制定ということで、内容については網羅されているので御理解いただきたい。

質疑。現在、勤務の把握、時間外の把握はどのようにされているのか。例えば、時間外をしたいということであれば、上司の命令のもとにやって退社のときにタイムカードを打つのか。

答弁。時間外勤務は、今、電子決裁でやっております。事前に当該課長の了解を得

て総務課長に行った後、承認され、その後実際に実施した場合、実績を記入して、それが最終決裁される。そのようにしている。

討論。討論なし。

採決。議案第59号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、当委員会は起立多数で可決をいたしました。

議案第60号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備等に関する条例の制定について、最初に総務課長に説明を求めました。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備をするということで、本条例については、四つの改正条例から構成されているということで、その内容については、記述の訂正、そして該当法の号数及び字句の訂正等です。

質疑。14日から施行されるとなっているが、それは議会が13日に終わるからか。それとも、法律的にこういうふうになっているのか。

答弁。今月14日になっております。

討論。討論なし。

採決。議案第60号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備等に関する条例の制定については、当委員会は全会一致で可決することにしました。

議案第61号 上毛町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、最初に総務課長に説明を求めました。

議案第61号に入る前に、61号、62号、フルタイム、パートタイム会計年度任用職員の概要について説明がありました。

臨時・特別職非常勤職員の任用基準の厳格化ということで、現在、一般事務補助に当たって、保健師の臨時職員であったり、栄養士、それから看護師、保育士等々、この中にALTや国際交流員、それから地域おこし協力隊等々も含まれております。あと、清掃の臨時職員、各施設の管理人、自治会長、交通指導員も含まれます。

これらについて、労働性の高い実務を職務内容として移行するというところで、内容の説明がありました。

以下、質疑。こういう人たちの雇用をする場合、採用する場合、職務によってはどういうところで振り分けるか。

答弁。できる限り、まずパートタイムでの募集を考えている。どうしても、勤務上

フルタイムでないと、職責、その職務がこなすことが難しい部分については、フルタイムの運用を考えるとの答弁でした。

質疑。現在、相当数の臨時職員がいます。その方々、基本的にパートタイムに移行するのか。

答弁。事務補助の部分というふうに思われるが、その辺は、パートタイムを基本として考えている。どうしてもフルタイムにならざるを得ない業務職種がある場合は、その辺は十分検討する。

質疑。職務の級の2級ですが、相当の困難な業務を行うとはどういう職種か。

答弁。会計年度任用職員の中で、任用を想定している中で、どうしても有資格者、例えば保健師や、相当な知識を持っていただいて職務に当たっていただく方が出てくる場合があります。近隣との調整で、極端にうちの給与が低い場合に応募がないというケースも多々ある。そこに調整が可能なように幅として持たせている。

討論。討論なし。

採決。議案第61号 上毛町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、当委員会は全会一致で可決することに決定いたしました。

議案第62号 上毛町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、費用弁償に関する条例の制定について、最初に総務課長に説明を求めました。

内容として、会計年度任用職員のパートタイムについては、条例3で報酬を定めている。月額報酬は、ベースとして38時間75分で除した数、それから日額の場合は、1日7.75としている等々の説明がありました。

質疑。新規に諸手当を追加されるということで、現行のうちの臨時職員の日当は他の自治体より高いと思っている。それは、期末手当を含めたところで適用しているのではないか。現状はどうか。

答弁。よそがかなり上がっている。現状、うちの臨時職員の賃金はよそより低い。単純に合計数を除した形でやることはよくないと総務省の指導もあり、ある程度の現状のベースにどうしても期末手当額が加わるという部分についてはいたし方ない、その部分は容赦願いたいということでもあります。

討論。討論なし。

採決。議案第62号 上毛町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、当委員会は全会一致で可決することに決しま

した。

議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、最初に総務課長に説明を求めました。

この条例は、議案第60号と同様、幾つかの改正条例を合体した形で、今回、八つの条例の文言、字句等の改正をしていると。そういう説明があり、それぞれの八つの条例について改正内容を説明いただきました。

質疑。ほぼ、正規職員と同等の身分保障をされていますが、任用期間、会計年度ということで明記されていますが、任用期間は単年度か。また、休職については3年以内と保障されているようですが、どういう形になるのか。

答弁。会計年度は、会計年度任用職員は1年刻みです。会計年度が終了した時点で、その方は、先ほど資料の説明にありましたように、一たん失職扱い、そこで任用が終わることになります。先ほどの3年というのは、一般職の中で3年という定めがあるので、会計年度任用職員については最長1年しかないので、その内容の言い回しの改定ということで、答弁がありました。

質疑。単年度で切るということであれば、退職手当に係る期間の算定はどういうふうになるのか。

答弁。最初に、再任用の場合はその期間を通算ということで、同じ方が2回更新して3年間勤めたということになれば、3年分に対する退職手当を支給するということになる。

質疑。現行、非常勤の嘱託の方がいます。正規職員との中で嘱託員がいますが、その身分と、今回リンクするようになるのか。

答弁。嘱託で現行いるのは保育士で、嘱託職員として勤務しています。パートタイムになるのか、フルタイムになるのかは別として、嘱託職員は全てどちらかにすり替わります。

討論。討論なし。

採決。議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、当委員は全会一致で可決することに決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）総務産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、総務産業建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第8、議案第65号、以上1件を議題とします。

予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

峯委員長。

○予算決算委員長(峯 新一君) 皆さん、おはようございます。それでは、予算決算常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会で当委員会に付託されました議案は、議案第65号 令和元年度上毛町一般会計補正予算(第7号)の1件であります。当委員会は、去る12月9日に文教厚生、総務産業建設に続き委員会を開催し、付託された議案の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので報告申し上げます。

議案第65号 令和元年度上毛町一般会計補正予算(第7号)について、最初に総務課長より総括説明を受け、詳細については各課長より説明を受けました。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,675万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9,595万9,000円とする。

また、債務負担行為を追加する補正の審査が行われました。

当委員会では、全員参加の中、慎重に審査し、採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(宮崎昌宗君) 予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長(宮崎昌宗君) これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、議案第59号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改

正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第59号は反対の立場から討論いたします。

超過勤務の命令の上限を、原則として1カ月について45時間、年間について360時間の範囲内とすることは賛同できます。しかし、他律的部署に勤務する職員には、医師の面接指導も必要とする、過労死ラインの1カ月80から100時間、年間720時間の超過勤務を命じることができると規定に定めようとしているが、上毛町には他律的部署はないと言ってるので、このような条例は必要ありません。ましてや、過労死ラインと言われる1カ月80時間から100時間を、超過勤務を改正とするような条例改正はやめるべきだということを申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第59号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、議案第60号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備等に関する条例の制定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君) 全会一致。したがって、議案第60号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第4、議案第61号 上毛町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。

三田議員。

○8番(三田敏和君)

私は、議案第61号は、賛成の立場から討論いたします。

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時非常勤職員が増加してきておりました。任用制度の趣旨に添わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないということも現実でした。

今回の会計年度任用職員制度は、民間の同一労働同一賃金の実現に向けた正規職員と非正規職員の不合理な待遇格差の解消や、無期雇用転換と相まって、公務員サービスにおける臨時非常勤職員が地方行政の非常に重要な担い手であることから、その適正な任用、勤務条件の適正な確保等も改正内容の一つだと認識しております。

そういう中で、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議が衆参で行われております。その内容につきましては、現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員へ移行するに当たって、不利益が生じることなく、適正な勤務条件の確保されること、また、その法律の施行後、施行の状況に応じて調査、検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置をとることというようなことが附帯

決議されております。

上毛町で働く臨時非常勤職員の処遇改善が図られ、一丸となって、住民への行政サービスが行われる制度設計になるように期待して、賛成討論といたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第61号 上毛町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第5、議案第62号 上毛町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第62号 上毛町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第6、議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。したがって、議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第7、議案第64号 上毛町げんきの杜条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。したがって、議案第64号 上毛町げんきの杜条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第8、議案第65号 令和元年度上毛町一般会計補正予算（第7号）、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）

私は、議案第65号は反対の立場から討論いたします。

反対の理由の第1は、残土受け入れ用地整備事業伐採等工事費に910万円の予算計上を行っていますが、残土受け入れ後のこの用地の用途目的が何も示されていない。そういうところに多額の税金を使うのはやめるべきです。

反対理由の第2は、家屋の補償補填費を明確に示さないままに家屋解体工事費の予算計上をしたことです。

以上の理由から、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）

私は、議案第65号 令和元年度上毛町一般会計補正予算（第7号）に対し、賛成の立場より討論いたします。

本補正予算は、まず、残土受け入れ用地伐採工事、次に、南吉富放課後児童クラブの運営委託料、次に、南吉富小学校運動場等改修工事並びに原井地区水路改修工事委託料等、いずれも住民生活や児童の学校生活に大きく影響する議案であり、私は可及的速やかに執行すべきものと考え、本議案に賛成するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第65号 令和元年度上毛町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査をしたいとの旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第10、議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会広報特別委員会委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君） 以上で本日の会議日程は全て終了し、これで会議を閉じます。

令和元年第4回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時31分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

上毛町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員